



リーガルサポートは 元気なうちからトータルなサポートを提供します!

成年後見制度は、法定後見、任意後見のいずれも判断能力、財産管理、契約関係に不安を感じる方のための制度です。でも、今は判断能力に問題がなくても、ちょっと不安、少し手伝って欲しいと思うこともあるはず。このような場合でもご相談ください。私たちは、成年後見制度を柱に元気なうちからトータルなサービスを提供します。

元 気



- 今を大切に!

「任意代理契約」で支援。難しい契約や財産管理等で悩むことなく、楽しい人生をおくれるように、あなたの今をサポート。

- 将来に備える!その1

「任意後見契約」で支援。もしも不安を感じたら…その時の生活と一緒に考え、安心で楽しい人生を!

- 将来に備える!その2

「遺言書」作成を支援。最後の自己決定のための法的アドバイスをします。残された方々に自分の気持ちを伝えましょう。

元気なうちから支援する場合でも、リーガルサポートが会員の仕事を監督しますので安心です。

判 断 能 力 衰 え



- 任意後見人として支援

希望した生き方の実現。あなたに代わって、任意後見監督人や私たちリーガルサポートが不正行為が無いように、任意後見人をチェックします。

- 元気なときに準備を忘れていても大丈夫!

もしも、任意後見契約の準備がない場合でも、法定後見制度を利用して、あなたの財産と権利をあなたのために守ります。

死 亡



- あなたの最後の意思を実現しましょう

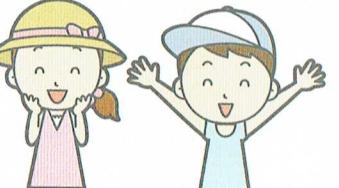
遺言執行者となって、あなたに代わって遺言書に書かれたあなたの想いを叶えます。



そ し て 天 国 か ら



知的障害を持つ子どもがいる場合など、その子の将来が心配です。「障害者総合支援法に基づく制度」の導入でその子も契約社会の中で生きていくことになります。その子を見守り、無事に人生を送れるように法定後見制度などの仕組みを利用してサポートします。



お問い合わせ先

愛知県司法書士会

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号

TEL 052-683-6683 FAX 052-683-6288



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート愛知支部

〒456-0018 名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696 FAX 052-683-6288

URL <http://ls-aichi.jp>



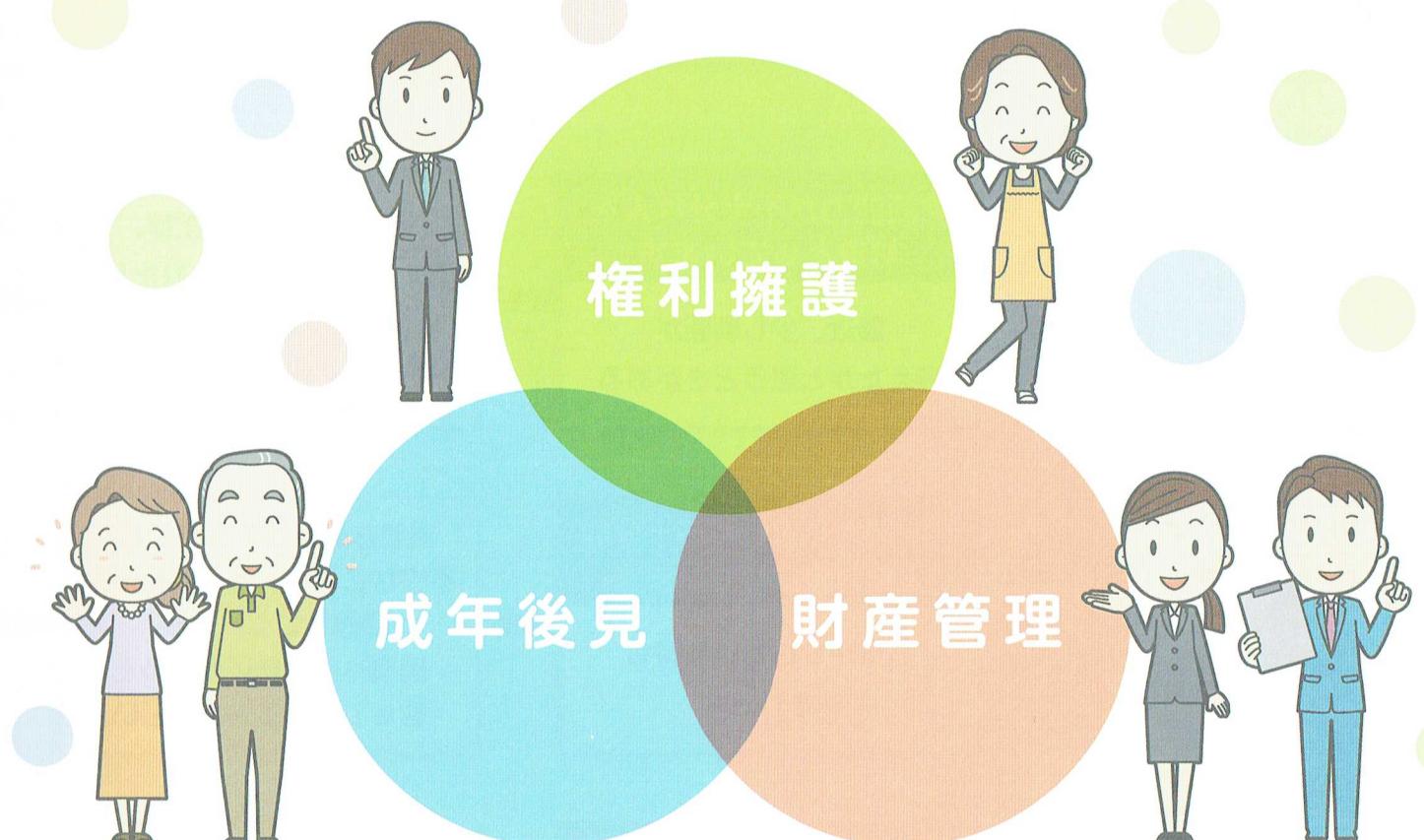
2016.11

相談にいこまい!

成 年 後 見 制 度

せいねんこうけんせいど

成年後見制度は、高齢者・障害者の権利や財産を守る身近なしくみです



成年後見に関する
無料電話相談

TEL 052-683-6696

平日の
午前10時～午後3時まで

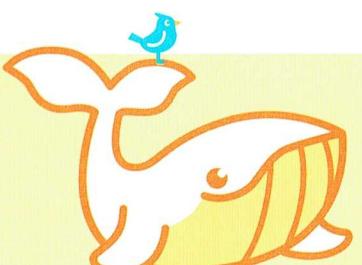
こんなお悩みございませんか?

ひとり暮らしの今後が心配。

遺産分割協議をしたいけれど、父が認知症だ。

知的障害を持つ子どもの将来が心配。

年金が母のために使われていないみたい…どうしよう。



リーガルサポート あいち
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート愛知支部

URL <http://ls-aichi.jp>

チャートでわかる利用手順

判断力に問題はない

任意後見制度



今、元気な人が対象です
私は元気！
何でも自分で決められる

でも、将来判断能力
が衰えてきた後の
ことが心配になる

公証役場で
任意後見契約を結びます

●費用（任意後見契約1件につき）
公正証書作成手数料：1万1,000円
その他費用：5,000円程度
(事案により異なります)

判断が衰えて
きたなあ

東京法務局

登記

判断能力に
少し衰えがある

補助類型



判断能力が不十分な人を
対象としています
最近、少し判断が
衰えたかと思うときがある

私が不安なことだけ、
代わりに契約してくれたり、
間違った時にはだめと
言ってくれる人が欲しい

必ず本人の同意が必要です



法定後見制度

判断能力にかなり
衰えがある

保佐類型



判断能力が著しく不十分な
人を対象としています
しっかりしている時も
あるけど…

重要な判断は助けてくれ、
不安なことは、私の代わりに
契約してくれたり、
間違ったときにはだめと
言ってくれる人が欲しい

原則、本人の同意は不要です
(ただし、代理権を付与する場合、本人の同意が必要です)

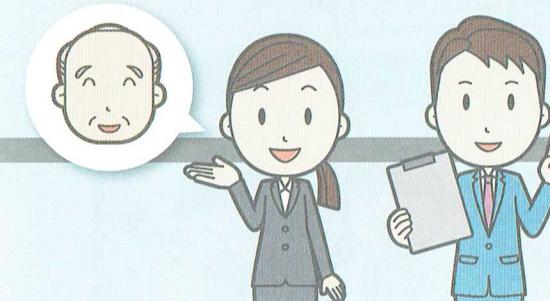
判断能力が非常に
減退している

後見類型



ほとんど判断できない人を
対象としています
しっかりしている時は
ほとんど無い

契約などの時に
代わりに契約して
くれる人が欲しい



申立人

本人・配偶者・四親等
内の親族等。
身よりのない方の場合は、一定の要件のもと
市町村長に法定後見開始の審判の申立権が与
えられています。

必要なもの

戸籍謄本・住民票・
診断書・財産に関する
資料など

費用

申立手数料：1件800円
の収入印紙
登記手数料：法定後見
2,600円、任意後見
1,400円の収入印紙
通信費：3,000円程度
鑑定費用：5万円程度
(事案により異なります)

なお、申請書作成手続きを司法書士へ
依頼する場合は、その司法書士へ書類
作成報酬を支払う必要があります。

支援する人



任意後見人



補助人



保佐人



成年後見人

リーガルサポートは、
このようにお手伝いします！

まずはご相談ください

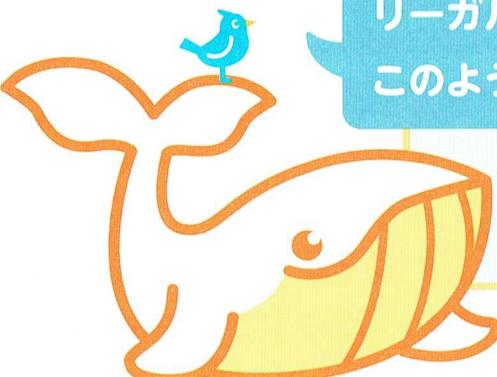
お話を伺いながら、一番ふさわしいと思われる方法を
提案します。
詳しくは、リーガルサポートあいちにお問い合わせください。

任意後見契約を結びたい場合

契約書を作るためのアドバイスをします。
ご希望があれば、将来あなたを支援するリーガル
サポートの会員をご紹介します。
元気なときからの支援も可能です。

家庭裁判所への申立

お話を伺って、家庭裁判所に提出する書類を作成します。
成年後見人等の候補者がいない場合、ご依頼を受けて、
リーガルサポートの会員が候補者になることもできます。



リーガルサポートあいちでは、平日の午前10時から午後3時まで、成年後見に関する無料電話相談〈TEL 052-683-6696〉を受け付けています。